肝付町告示第之3号

令和7年3月13日

肝付町長 永 野 和

地域農業経営基盤強化促進計画の案について(公告)

地域農業経営基盤強化促進計画を定めるので、農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号)第19条 第7項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案を次により縦覧に供します。なお、 利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日まで に、本町に意見書を提出することができます。

記

- 1地域農業経営基盤強化促進計画の案を作成した地域
 - (1) 岸良地区
 - (2) 北方地区
 - (3) 南方地区
 - (4) 波見地区
 - (5) 野崎地区
 - (6) 新富地区
 - (7) 前田地区
 - (8) 後田地区
 - (9) 宮下·富山地区
 - (10) 川上地区
- 2縦覧期間及び縦覧時間
- (1)縦覧期間

令和7年3月13日(木)から同月26日(水)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。

(2)縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

3 縦覧場所

肝付町役場農業振興課(南別館1階)

4 意見書の提出について

計画の案に対して意見があるときは、次のとおり意見書を提出することができる。

(1)提出者

意見書を提出できる者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の利害関係人

(2) 提出期限

令和7年3月26日 (水)

(3) 提出方法

直接持参又は郵送により提出すること。ただし、電話での意見は受け付けない。

(4)提出先

肝付町役場農業振興課